

防衛大学校達第 1 1 号

本科学生の授業時限の特例に関する達を次のように定める。

平成 2 2 年 7 月 2 6 日

防衛大学校長 五百旗頭 眞

本科学生の授業時限の特例に関する達

改正 平成 2 3 年 3 月 2 9 日防衛大学校達第 3 号 昭和 2 4 年 3 月 3 0 日防衛大学校達第 7 号
令和 6 年 4 月 1 7 日防衛大学校達第 号

(趣旨)

第 1 条 この達は、本科学生の授業時限の特例について定めるものとする。

(授業時限)

第 2 条 教務部長は学生の服務に関する達（昭和 4 2 年防衛大学校達第 1 1 条別紙第 1 の日課表に基づき、訓練部長と調整の上、補講、補習等の実施のため特に必要な限りにおいて、1 7 0 0 から 1 7 4 5 を授業時限とすることができるものとする。

2 前項の規定による授業時限の使用については、本科学生の第 9 時限目の使用の例によるものとする。

(委任規定)

第 3 条 この達の実施に関して必要な細部事項は、教務部長が定めることができる。

附 則

この達は、平成 2 2 年 8 月 2 3 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 2 9 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日防衛大学校達第 7 号）

この達は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 7 日防衛大学校達第 1 1 号）

この達は、令和 6 年 4 月 1 7 日から施行する。